



# 宮 崎 県 公 報

令和元年6月24日(月曜日) 第15号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 41,700円

## 目 次

### 規 則

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……(人事課) 1	頁
○みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……(環境管理課) 2	
<b>告 示</b>	
○県税の収納の事務の委託……(税務課) 3	
○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……(環境管理課) 4	
○民有林の保安林の指定予定……(自然環境課) 4	
○保安林の指定予定の通知(5件)……( " ) 4	
○道路の区域の変更(2件)……(道路保全課) 5	

○道路の供用の開始(4件)……(道路保全課) 5	
○土砂災害警戒区域の指定……(砂防課) 6	
○土砂災害特別警戒区域の指定……( " ) 6	

### 公 告

○土地改良区の役員の就任の届出……(農村整備課) 7	
○土地改良区の役員の就退任の届出……( " ) 7	
○土地改良区の役員の退任の届出(2件)……( " ) 7	
○土地改良区の定款変更の認可(2件)……( " ) 7	
○都市計画の変更図書の写しの縦覧(7件)……(都市計画課) 7	
○入札公告……8	

### 選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……10	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……10	

## 規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県規則第3号

#### 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年宮崎県規則第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
	(平成31年4月1日前に支給すべき事由が生じた補償等の特例)
	第24条 平成31年4月1日前に支給すべき事由が生じた条例の規定による補償及び福祉事業(以下この項において「補償等」という。)のうち、同日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた補償等の額(条例の規定による年金たる補償並びに第17条の規定による傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金(以下この項において「年金たる補償等」という。)にあっては、条例第16条において例によることとされる地方公務員災害補償法第40条第3項に規定する支払期月(同項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により支払うものとされる月。以下この項において「支払期月」という。)にそれぞれ支払われた額の合計額)は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(その額が0を下回る場合には、0とする。)及び第3号に掲げる額を第2号に掲げる額に加えた額とする。
	(1) 平成31年4月1日以後に算定された補償基礎額を基礎として支払われる額(年金たる補償等にあっては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額)
	(2) 平成31年4月1日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた額(年金たる補償等にあっては、支払期月にそれぞれ

<p>別表第1(第2条の2関係)</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 (1)～(10) [略]</p> <p>(11)～(14) [略]</p> <p>(15) (1)から(14)までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病</p> <p>8～10 [略]</p>	<p>れ支払われた額の合計額)</p> <p>(3) 次のア又はイに掲げる補償等に関する区分に従い、当該ア又はイに定めるところにより算定される額</p> <p>ア 年金たる補償等 第1号の支払期月にそれぞれ支払われる額から第2号の支払期月にそれぞれ支払われた額を控除して得た額(その額が0を下回る場合には、0とする。)に、当該年金たる補償等の支給の対象とされた月を基準として知事が定める率を乗じて得た額の合計額</p> <p>イ 年金たる補償等以外の補償等 第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(その額が0を下回る場合には、0とする。)に、同号に掲げる額が支給された日を基準として知事が定める率を乗じて得た額</p> <p>2 前項に定めるもののほか、同項の規定による支給の実施のために必要な事項は、実施機関が別に定める。</p> <p>別表第1(第2条の2関係)</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 (1)～(10) [略]</p> <p>(11) オルトートルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん</p> <p>(12)～(15) [略]</p> <p>(16) (1)から(15)までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病</p> <p>8～10 [略]</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第24条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第4号

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則(平成17年宮崎県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(燃焼の方法)</p> <p>第32条 条例第57条第2項第1号の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 煙突の先端から火炎又は日本工業規格(以下単に「規格」という。)D8004に定める汚染度が25パーセントを超える黒煙が排出されないように燃焼すること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>様式第3号(第18条関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考 1～3 [略]</p> <p>4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、<u>日本工業規格A4</u>とすること。</p> <p>5 [略]</p> <p>別紙1</p> <p>[略]</p>	<p>(燃焼の方法)</p> <p>第32条 条例第57条第2項第1号の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 煙突の先端から火炎又は日本産業規格(以下単に「規格」という。)D8004に定める汚染度が25パーセントを超える黒煙が排出されないように燃焼すること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>様式第3号(第18条関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考 1～3 [略]</p> <p>4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、<u>日本産業規格A4</u>とすること。</p> <p>5 [略]</p> <p>別紙1</p> <p>[略]</p>

<p>備考 1・2 [略]</p> <p>3 ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、<u>日本工業規格A4</u>の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。</p> <p>[略]</p> <p>様式第4号(第19条関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考 1 [略]</p> <p>2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とすること。</p> <p>3 [略]</p> <p>様式第5号(第19条関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考 1 [略]</p> <p>2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とすること。</p> <p>3 [略]</p> <p>様式第6号(第20条関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考 1 [略]</p> <p>2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とすること。</p> <p>3 [略]</p>	<p>備考 1・2 [略]</p> <p>3 ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、<u>日本産業規格A4</u>の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。</p> <p>[略]</p> <p>様式第4号(第19条関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考 1 [略]</p> <p>2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とすること。</p> <p>3 [略]</p> <p>様式第5号(第19条関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考 1 [略]</p> <p>2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とすること。</p> <p>3 [略]</p> <p>様式第6号(第20条関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考 1 [略]</p> <p>2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とすること。</p> <p>3 [略]</p>
---	---

別記様式第7号中

使用原料又は燃料の種類及び硫黄分、カドミウム分、ふっ素分、鉛分又は窒素分(%)	を	使用原料又は燃料の種類及び硫黄分、カドミウム分、ふっ素分、鉛分又は窒素分(%)	に改める。
---	---	---	-------

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第8号(第23条関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考 1～3 [略]</p> <p>4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、<u>日本工業規格A4</u>とすること。</p> <p>5 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第9号(第26条関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考 1～4 [略]</p> <p>5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、<u>日本工業規格A4</u>とすること。</p> <p>6 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>様式第8号(第23条関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考 1～3 [略]</p> <p>4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、<u>日本産業規格A4</u>とすること。</p> <p>5 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第9号(第26条関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考 1～4 [略]</p> <p>5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、<u>日本産業規格A4</u>とすること。</p> <p>6 [略]</p> <p>[略]</p>

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。ただし、別記様式第7号の改正規定は、公布の日から施行する。

**告 示**

宮崎県告示第97号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の

規定により、次のとおり県税の収納の事務を委託した。

令和元年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 県税の収納の事務の委託を受けた者

(1) 一般社団法人日本自動車販売協会連合会宮崎県支部 宮崎市

本郷北方字鶴戸尾2735-25

(2) 一般社団法人全国軽自動車協会連合会宮崎事務所 宮崎市本郷北方字鶴戸尾2729-31

2 委託に係る県税の税目

(1) 一般社団法人日本自動車販売協会連合会宮崎県支部 宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)第2条第1項第7号に規定する自動車取得税(以下「自動車取得税」という。)及び同項第9号に規定する自動車税

(2) 一般社団法人全国軽自動車協会連合会宮崎事務所 自動車取得税

3 委託した収納取扱期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

宮崎県告示第98号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和元年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 形質変更時届出区域

別図のとおり(延岡市中川原町5丁目4900番19の一部及び5445番の一部)

(「別図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。)

2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項及び第2項に係る基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

宮崎県告示第99号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和元年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字伊比井字永石1078-4、1078-5

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第100号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ

った。

令和元年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字原田字押建4350

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第101号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字大河平字大川筋1385-1、1385-3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字大川筋1385-1・1385-3(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第102号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字西川北字宮ノ後1222-1、字五本松1329-1、1329-3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字宮ノ後1222-1・字五本松1329-1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1329-3

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第103号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷上渡川字荒木谷2799、2800

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字荒木谷2799・2800(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第104号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字上米良字圏88-23

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第105号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年6月24日から同年7月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	388号	延岡市北浦町三川内字佐土川内2758番10地先から同市同町三川内同字2758番10地先まで	旧	21.1~31.9	14.7
				新	21.1~31.9	14.7

#### 宮崎県告示第106号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年6月24日から同年7月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
207	県道	岩戸延岡線	延岡市鹿狩瀬町1199番1地先から同市同町1193番1地先まで	旧	8.5~35.8	202.3
				新	8.5~30.8	202.3

#### 宮崎県告示第107号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年6月24日から同年7月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	388号	延岡市北浦町三川内字佐土川内2758番10地先から同市同町三川内同字2758番10地先まで	令和元年6月24日

宮崎県告示第108号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年6月24日から同年7月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延岡線	延岡市鹿狩瀬町1199番1地先から同市同町1193番1地先まで	令和元年6月24日

宮崎県告示第109号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年6月24日から同年7月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
235	県道	檜原細見線	延岡市小川町5207番1地先から同市同町5207番1地先まで	令和元年6月24日

宮崎県告示第110号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道

路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年6月24日から同年7月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
235	県道	檜原細見線	延岡市北方町二股字中藪亥514番6地先から同市同町二股同字亥514番6地先まで	令和元年6月24日

宮崎県告示第111号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和元年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小林市	石瀬戸-1-新①	II-1-5578-新①	急傾斜地の崩壊
	石瀬戸-2	II-1-5609	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第112号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和元年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小林市	石瀬戸-1-新①	II-1-5578-新①	急傾斜地の崩壊

石瀬戸-2	II-1-5609	急傾斜地の崩壊
-------	-----------	---------

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、田野町村内地区土地改良区(宮崎市)の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和元年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

役名	氏名	住所
理事	川越保	宮崎市田野町甲10863番地1
理事	甲斐啓一	宮崎市吉村町江田原甲310番地
監事	竹井和秀	宮崎市田野町甲10942番地7

(任期:令和2年3月31日まで)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、巢立土地改良区(都城市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	谷ヶ久保博志	都城市岩満町953番地ロ
理事	池之上重秋	都城市丸谷町2097番地7
理事	山下信重	都城市岩満町705番地4
理事	巢立勇次	都城市岩満町887番地
理事	八木伸夫	都城市岩満町948番地
監事	廣池和朗	都城市岩満町996番地
監事	福元広和	都城市丸谷町2094番地

(任期:令和5年4月27日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	谷ヶ久保博志	都城市岩満町953番地ロ

理事	京牟礼勝	都城市丸谷町2163番地
理事	巢立秋雄	都城市岩満町862番地2
理事	広池厚則	都城市岩満町880番地
理事	廣池和朗	都城市岩満町996番地
監事	廣池幸一	都城市岩満町990番地
監事	京牟礼進	都城市丸谷町2168番地3

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、大淀川左岸土地改良区(宮崎市)の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和元年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

退任した役員

役名	氏名	住所
理事	前田穰	東諸県郡綾町大字南俣2387番地1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、綾町土地改良区(綾町)の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和元年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

退任した役員

役名	氏名	住所
理事	前田穰	東諸県郡綾町大字南俣2387番地1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、鹿野田土地改良区(西都市)から平成31年3月18日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和元年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、庄内土地改良区(都城市)から平成31年4月2日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和元年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称  
宮崎広域都市計画道路  
3・5・38号 正手松之木田線  
3・5・39号 岡ノ下公園通線  
3・5・40号 岡樋ノ口線
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年6月24日  
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称  
田野都市計画道路  
3・5・2号 明神原通線  
3・5・3号 南原通線  
3・6・3号 井倉合又線
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年6月24日  
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称  
宮崎広域都市計画地区計画  
花ヶ島地区 地区計画
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年6月24日  
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称  
宮崎広域都市計画用途地域
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年6月24日  
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称  
宮崎広域都市計画下水道  
排水区域(宮崎公共下水道)
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年6月24日  
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
日向市
- 2 都市計画の種類及び名称  
日向延岡新産業都市計画用途地域
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県日向土木事務所

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年6月24日  
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
日向市
- 2 都市計画の種類及び名称  
日向延岡新産業都市計画臨港地区
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県日向土木事務所

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和元年6月24日  
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 借入物品及び数量 L A N用端末機器等 一式
  - (2) 借入物品の特質等 仕様書のとおり
  - (3) 契約期間 令和2年3月1日から令和7年2月28日  
日まで
  - (4) 納入場所 仕様書のとおり
  - (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。  
。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、  
賃貸借料(保守料を含む。)の一月当たりの単価に契約期間月  
数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては



、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

## 3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。

(2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

(3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

(4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

(5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にとっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)~(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。

(6) 経営者等(法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。

(7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

## 4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して次の場所に提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

(1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509

電話番号0985(31)0110

(2) 提出期間 令和元年6月24日(月)から令和元年8月2日(金)まで

(土曜日、日曜日及び休日を除く。午前9時から午後5時まで)

(3) 提出方法 持参又は送付(郵送にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。

(4) 審査結果の通知 入札参加資格の審査結果は、令和元年8月9日(金)までに通知する。

## 5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 令和元年6月24日(月)から令和元年8月18日(日)

まで

(土曜日、日曜日及び休日を除く。午前9時から午後5時まで)

## 6 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 令和元年6月24日(月)から令和元年8月2日(金)

まで

(土曜日、日曜日及び休日を除く。午前9時から午後5時まで)

## 7 入札書の提出場所、提出方法及び提出期限

(1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室

(2) 方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。

(3) 期限 持参の場合は、令和元年8月19日(月)午前10時00分

送付の場合は、令和元年8月16日(金)午後5時00分

## 8 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室

(2) 日時 令和元年8月19日(月)午前10時00分

## 9 入札保証金

宮崎県財務規則第100条の規定による。

## 10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

## 11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

## 12 契約に関する事務を担当する部署

宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号

郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110

## 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、

調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:LAN Terminal equipment, 1 set

(2) Time limit for tender 10:00 a.m. 19 August, 2019

(3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1 - 8 - 28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan.

TEL: 0985-31-0110

**選挙管理委員会告示**

**宮崎県選挙管理委員会告示第8号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和元年6月3日現在次のとおりである。

令和元年6月24日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,364人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 214,770人

**宮崎県選挙管理委員会告示第9号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和元年6月3日現在次のとおりである。

令和元年6月24日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

宮崎市選挙区 111,043人

都城市選挙区 45,454人

延岡市選挙区 34,551人

日南市選挙区 15,134人

小林市・西諸県郡選挙区 15,507人

日向市選挙区 17,041人

串間市選挙区 5,264人

西都市・西米良村選挙区 8,931人

えびの市選挙区	5,561人
北諸県郡選挙区	6,896人
東諸県郡選挙区	7,575人
児湯郡選挙区	19,354人
東臼杵郡選挙区	7,959人
西臼杵郡選挙区	5,786人